

# 校務運営規程

広島県立佐伯高等学校

## 第1章 総則

(目的)

第1条 広島県立佐伯高等学校の校務を円滑かつ適正に運営するため、関係法令及び広島県立高等学校等管理規則（昭和32年3月29日教育委員会規則第2号，最終改正 平成23年10月24日 教育委員会規則第9号，以下「管理規則」という）に基づき，この校務運営規程（以下「規程」という）を定める。

(校長)

第2条 校長は，校務をつかさどり，所属職員を監督する。

2 前項の目的を達成するために，校務運営委員会，職員会議及び各種委員会等を設置するとともに，校務分掌及び校務運営組織を定める。

3 校務運営組織図は，別に定める。

4 調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌，各種委員会，学級正・副担任及び教科主任等は，毎学年度のはじめに校長が定める。

(教頭)

第3条 教頭は，校長を助け，校務を整理し，校長に事故あるときは校長の職務を代理し，校長が欠けたときは校長の職務を行う。

(事務長)

第4条 事務長は，学校経営に関し校長を補佐し，校長の命を受け，事務を掌理する。

(教務主任等)

第5条 管理規則第15条に基づき，各分掌，学年会に主任を置く。管理規則第15条の4に基づき，各教科に主任を置く。

## 第2章 校務運営会議

(設置)

第6条 校務を円滑かつ適正に運営するために校務運営会議を設置する。

(職務・運営・構成)

第7条 校務運営会議は，校務運営全般に関する事項について連絡調整を行うとともに，次の事項について協議する。

- (1) 学校行事等に関する事項
- (2) 部会，学年会及び委員会等で立案された事項
- (3) 施設，設備に関する事項
- (4) 学校徴収金等に関する事項
- (5) 職員会議において取り扱う事項
- (6) その他，校長が校務運営上必要と認める事項

2 校務運営会議は，校長が招集し，主宰する。

3 校務運営会議は，校長，教頭，事務長及び各部主任及び学年主任で構成する。ただし，校長が必要と認めたときは，他の教職員を参加させることができる。

4 校務運営会議の司会は，教頭が行う。

5 記録者は各主任が輪番で行うものとする。会議録には次の必要事項を記録し，校長が確認し，教頭が保管する。

- (1) 会議実施の年月日，時刻
- (2) 協議事項及びその内容
- (3) 連絡及び確認事項
- (4) その他

## 第3章 職員会議

(設置)

第8条 管理規則第16条の2に基づき，職員会議を設置する。

(目的)

第9条 職員会議は，校長が校務運営上必要と認める事項について，教職員間の意思疎通，共通理解の促進，教職員の意見交換等を行う。

(運営・構成)

第10条 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

2 職員会議は、常勤の教職員をもって構成する。ただし、校長が必要と認めた場合は、他の教職員の出席を求めることができる。

3 職員会議で取り扱う事項については、校務運営会議で協議し、校長が決定する。ただし、緊急を要し、校長が校務運営上必要と認めた事項については、校務運営会議を経ないことができる。

4 職員会議で取り扱う事項・資料等については、事前に関係主任が教頭に提出する。

5 職員会議の司会は教頭が行う。また、記録は総務部が行う。

6 会議録には次の必要事項を記録し、校長が確認し、教頭が保管する。

- (1) 会議実施の年月日、時刻
- (2) 取り扱う事項及びその内容
- (3) 連絡及び確認事項
- (4) その他

7 職員会議に欠席した職員は、会議録によって内容を承知しなければならない。

#### 第4章 校務分掌及び校務運営組織

(設置)

第11条 校務を円滑かつ適正に運営するために、次の部会及び学年会及び事務室を置く。

2 部会は、教務部、生徒指導・保健部、進路指導部、総務部の各部とする。各部会は、各部主任が主宰する。

3 各学年に学年会を置く。学年会は、学年主任が主宰する。

4 校務及び各部を円滑に運営するため、次の主任等を置く。

教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事、保健主事、総務主任

5 事務室は、管理規則第13条に基づく職員で構成し、事務室職員は、学校経営及び教育活動が円滑かつ適正に行われるために、上司の命を受け、庶務、会計、管財等に関する事務及び必要な校務を処理する。

6 各部等の所掌事項は別に定める。

(職務)

第12条 各部等は、管理規則第15条に則り、校長の監督を受け、職務を行う。

2 部会等の主任は、校長及び教頭に教育計画の立案、教育活動全般に関する事項について報告・連絡・相談等をする。

3 事務室職員は、管理規則第13条の2に定める事務の外、上司の命を受け、諸費会計の総括、予算の管理調整、職員の人事に関する事務等の職務を遂行する。また、事務長に報告・連絡・相談等をする。

(学年会・学級担任)

第13条 学年会は、本規程第11条第3項に基づき、所属する教職員をもって構成する。

2 学年会は、学年主任の指導助言のもと、当該学年における教育活動の活性化・充実のための方策や教育計画の立案、教育活動全般に関する事項及び当該学年の諸課題解決策等について協議する。

3 学級担任は、その担任生徒の校内外における生活全般について指導し、所属する学年会、各教科及び保護者と連携して、その任に当たる。

4 学級副担任は、正担任を補佐するとともに、所属する学年会の運営に協力する。

#### 第5章 委員会等

(各種委員会等)

第14条 関係法令に基づき、また、校務の円滑な執行のために、次の委員会を置く。構成及び所掌事項は、別に定める。

入学者選抜委員会、学校衛生委員会、防災委員会、不祥事防止委員会、不登校対策・特別支援教育推進委員会、教科書選定委員会、教科主任会議、いじめ防止委員会

2 校長が必要と認めた場合は、上記以外の委員会等を置くことができる。

3 各委員会及び会議の協議事項は、校長に報告し、承認を得なければならない。

#### 第6章 学校関係者評価委員会

(学校関係者評価委員会)

第15条 管理規則第4条の3及び平成20年3月24日付「学校評価に係る広島県立高等学校等管理規則の一部改正に伴う県立学校における学校評価の取扱いについて」に基づき、学校関係者評価委員会を置く。

2 設置及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

#### 第7章 学校評議員

第16条 管理規則第16条の3に基づき、学校評議員を置く。

2 設置及び運営について必要な事項は、校長が別に定める。

#### 第8章 いじめ、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口

第17条 いじめ、生徒に対する体罰並びに教職員及び生徒を対象としたセクシュアル・ハラスメントに係る相談を受け付けるために、「いじめ、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」を設置する。

2 「いじめ、体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口」は、教頭、生徒指導主事及び保健主事が担当する。

#### 第9章 その他

第18条 この規程の実施に関して必要な細則は、校長が別に定める。

付 則 この規程は平成13年4月1日から施行する。

平成14年4月1日一部改正

平成15年4月1日一部改正

平成15年8月1日一部改正

平成18年4月1日一部改正

平成19年4月1日一部改正

平成20年4月1日一部改正

平成21年4月1日一部改正

平成22年1月26日一部改正

平成24年4月2日一部改正

平成25年8月29日一部改正

平成26年4月1日一部改正

平成27年4月1日一部改正

平成28年4月1日一部改正

平成29年4月3日一部改正

平成30年4月2日一部改正

平成30年度校務運営組織図

校番 17

広島県立佐伯高等学校

